

一般財団法人大阪建築防災センター コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人大阪建築防災センター（以下「この法人」という。）における役員及び従業員のコンプライアンスに関する意識の向上を図るとともに、公正かつ適正な事業運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営方法を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 役員及び従業員は、この法人に愛着を持って行動するものとする。

2 役員及び従業員は、行動憲章の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) コンプライアンスとは、法令等の遵守をいう。
- (2) 法令等とは、法令、この法人の定款、規則、規程、要綱、要領、細則、業務マニュアル等をいう。
- (3) 従業員とは、この法人の職員、臨時の職員、派遣社員をいう。

(役員及び従業員の禁止事項)

第4条 役員及び従業員は、次の各号に掲げることをすることをしてはならない。

- (1) 自ら法令等に違反する行為をすること
- (2) 他の役員及び従業員に対し、法令等に違反する行為を指示すること
- (3) 他の役員及び従業員に対し、法令等に違反する行為を教唆すること
- (4) 他の役員及び従業員の法令等違反行為を黙認すること

(組織)

第5条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス推進責任者
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) コンプライアンスリーダー
- (4) コンプライアンス事務局

(コンプライアンスにおける理事長の役割・権限)

第6条 理事長の役割及び権限は次のとおりとする。

- (1) コンプライアンスの最高責任者

- (2) コンプライアンス違反事例の対応の責任者
- (3) コンプライアンス委員会の委員長

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 コンプライアンス推進責任者は、専務理事とする。

- 2 専務理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンス体制の実効性をあげるための方針や施策等を実施する。
- 3 専務理事は、業務執行理事と協力して、この法人の規程、業務マニュアル等の点検・見直しに努め、業務体制を改善する。
- 4 コンプライアンスリーダーの責任者は、専務理事とする。
- 5 専務理事は、定期的に評議員会及び理事会に対し、この法人のコンプライアンスの状況について報告する。

(コンプライアンス委員会)

第8条 コンプライアンス委員会は、次の事項について検討、審議する。

- (1) 行動憲章の改訂に関すること
 - (2) コンプライアンスマニュアルの作成・行動の手引きなど推進方策に関すること
 - (3) コンプライアンス違反事件についての是正に関すること
 - (4) コンプライアンス違反再発防止策の策定に関すること
 - (5) その他必要な事項に関すること
- 2 コンプライアンス委員会は、理事長を委員長、専務理事を副委員長とし、役員（非常勤を除く）及び第10条で任命されたコンプライアンスリーダー（支所所属のリーダーを除く）を委員として構成する。

(コンプライアンス委員会の開催)

- 第9条 コンプライアンス委員会は、定例委員会として、委員長の招集により、毎年9月に開催する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

(コンプライアンスリーダー)

- 第10条 コンプライアンス活動を推進するため、コンプライアンスリーダーを、事務局に設置する。
- 2 コンプライアンスリーダーの任命・役割等必要な事項は、コンプライアンスリーダー要綱による。

(通報)

第11条 役員及び従業員は、コンプライアンス違反行為、又はそのおそれがある行為を発見し

た場合は、速やかにコンプライアンス推進責任者の専務理事に通報しなければならない。

- 2 役員及び従業員は、前項の規定にかかわらず、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス推進責任者を經由することができないときは、理事長に直接、前項の通報をすることができる。
- 3 通報の方法は、電話・電子メール・書面・面会とする。

(コンプライアンス違反・処分)

第 12 条 専務理事は、前条の通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、直ちにその事実を理事長に報告する。

- 2 専務理事は、理事長の指揮の下、速やかに事実関係の調査と原因究明を行う。
- 3 各部・支所は、専務理事から通報された内容の事実関係の調査に協力を求められた場合には、協力しなければならない。
- 4 理事長は、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じる。なお、必要な場合には臨時のコンプライアンス委員会を開催することができる。
- 5 理事長は、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行する。
- 6 理事長は、違反行為をした者に対し、事務局の構成、就業及び給与等に関する規則（以下「就業規則」という。）に従って処分を行うことができる。

(免責の制限)

第 13 条 役員及び従業員は、次の各号に掲げることを理由として、自ら行った法令等違反行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) この法人の利益を図る目的で行ったこと

(相談窓口)

第 14 条 日頃の活動から生まれる疑問、問い合わせ、問題提起といった事項及び通報処理の仕組みに関する質問などの相談窓口は、専務理事とする。

(相談又は通報を受けた者の責務)

第 15 条 専務理事に限らず、相談又は通報を受けた者（通報者等の管理者、同僚等を含む。）は、本規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

(通報者等の保護)

第 16 条 理事長は、通報者等が相談または通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いを行ってはならない。

- 2 理事長は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化する

ことのないように、適切な措置を執らなければならない。

- 3 理事長は、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、就業規則に従って処分を行うことができる。

（個人情報の保護）

第 17 条 この法人及び本規程に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。

- 2 理事長は、正当な理由がなく個人情報を開示したものに対し、就業規則に従って処分を行うことができる。

（不正の目的）

第 18 条 通報者等は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。

- 2 理事長は、前項のような通報を行ったものに対し、就業規則に従って処分を行うことができる。

（コンプライアンスのための教育）

第 19 条 理事長は、次の各号に掲げる目的のために、必要に応じ、従業員に対してコンプライアンスに関する研修を行う。

- (1) コンプライアンスへの関心を高めること
- (2) コンプライアンスについての正しい知識を付与すること

- 2 行動憲章を含むこれらの事項について、研修会の受講を命令された従業員は、必ず受講しなければならない。

（コンプライアンス委員会事務局）

第 20 条 コンプライアンス委員会事務局は、総務部が担当する。

附則

- 1 この規程は、平成 25 年 9 月 2 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。